市第 112 号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年2月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例 (番号)

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例(昭和33年3月横浜市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1新横浜公園の項の次に次のように加える。

玄海田公園	運動広場
-------	------

別表第3第1号の表中

		ı	i	1
運動広場	1日につき	17, 100円		

を

運動広場(玄海田公園 の運動広場を除く。)	1日につき	17, 100円	
玄海田公園の運動広場	1日につき	49,000円	

に改める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

市第 112 号

公園の有料施設を設置するため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市公園条例 (抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

別表第1 (第7条第1項)

有料施設

有料施設の属する公	園の名称	有料施設の種別		
	(省	略)		
新横浜公園		総合競技場 補助競技場 投てき練習場 野球場 庭球場 屋内プール 運動広場		
<u>玄海田公園</u>		運動広場		
	(省	略)		

別表第3 (第29条の2第2項)

(1) 利用料金

種別	貸切利用		個 人 利 用						
	נים	単	位	金	額	単	位	金	額
	(省 略)								
運動広場(運動広場 の運動広場	を除く。)	1日につき	Ś	17, 1	00円				
玄海田公園	の運動広場	1日につき	日につき		00円				_
		(省	ì		略)			•	

(第2号及び第3号省略)